



厚生労働省発医政 1212 第 1 号

平成 24 年 12 月 12 日

岩手県知事 殿

宮城県知事 殿

福島県知事 殿

茨城県知事 殿

厚生労働事務次官

平成24年度地域医療再生臨時特例交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「平成24年度地域医療再生臨時特例交付金交付要綱」
により行うこととされ、平成24年11月30日から適用することとされたので通知する。

平成24年度地域医療再生臨時特例交付金交付要綱

(通則)

- 1 地域医療再生臨時特例交付金(以下「交付金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年厚生省政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、岩手県、宮城県、福島県(以下、「被災3県」という。)並びに茨城県のうち、東日本大震災において甚大な被害を受けた地域における医療提供体制の再構築に向けて策定する医療の復興計画(東日本大震災において甚大な被害を受けた地域の医療提供体制の再構築に向けた施策について、被災3県が定める計画をいう。以下同じ。)及び地域医療再生計画(東日本大震災からの復興を含め、地域の医療課題の解決に向けて、茨城県が定める計画をいう。以下同じ。)に基づく事業を支援するため、県に設置する基金の造成に必要な経費を交付することを目的とする。

(交付対象事業)

- 3 この交付金は、平成21年6月5日医政発第0605008号厚生労働省医政局長通知別紙「地域医療再生基金管理運営要領」(以下「管理運営要領」という。)に基づいて、被災3県並びに茨城県が行う基金の造成(以下「事業」という。)に必要な経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この交付金の交付額は、別表の第1欄に定める事業を実施するための総事業費(既に実施している国庫負担(補助)金対象事業費及び既に実施している地方単独事業費を除く。)から新規又は拡充する国庫負担(補助)金対象事業に係る国庫負担(補助)金、県又は事業者(管理運営要領第2(3)に定める事業者をいう。)が負担する額及び寄付金その他収入額を控除した額と別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

なお、事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(別表)

1 事業	2 基準額
(1)岩手県、宮城県、福島県並びに茨城県において、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の医療提供体制の再構築に必要な事業であって、医療の復興計画若しくは地域医療再生計画で定めるもの	厚生労働大臣が定める額

(交付の条件)

5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1)事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2)事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3)事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4)事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- (5)交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (6)基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
- (7)被災3県並びに茨城県は、毎年度基金事業(管理運営要領第1に定める事業をいう。)に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (8)基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
- (9)基金の解散後においても、事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

6 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成25年2月15日までに、順次、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(実績報告)

- 7 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに(5の(2))に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は平成25年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(その他)

- 8 特別の事情により、4、6及び7に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 殿

県知事 印

平成24年度地域医療再生臨時特例交付金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- 2 基金造成経費所要額調書(別紙1)
- 3 基金造成事業計画書(別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算(見込)書抄本
 - (2) その他参考となる書類

(別紙1—1)

基金造成経費所要額調書

区分	総事業費 (A) 円	国庫負担(補助) 金対象事業費等 (B) 円	県又は事業者 負担額 (C) 円	寄付金その他の 収入額 (D) 円	差引額 (A-B-C-D) (E) 円	基準額 (F) 円	交付所要額 (EとFを比較して 少ない方の額) (G) 円
要綱第4の別表 (1)の地域							
合計							

(別紙2)

基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合計額		

(注)1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式2)

第 号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 殿

県 知 事 

平成24年度地域医療再生臨時特例交付金の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- 2 基金造成経費精算書 (別紙1)
- 3 基金造成事業実施状況調書 (別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 条例
 - (2) 歳入歳出決算 (見込) 書抄本
 - (3) その他参考となる書類

(別紙2)

基金造成事業実施状況調書

基金の 保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備考
		円		
合計額				

(注)1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

2 備考欄は、基金の保有形態別に造成年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式3)

平成24年度地域医療再生臨時特例交付金調書

平成24年度 復興庁所管

都道府県名:

国			県								備考
歳出予算 科目	交付決定 額	交付率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金 相当額	支出済額	うち交付金 相当額	
(項)社会 保障等復 興政策費 (目)地域 医療再生 臨時特例 交付金											

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目(交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで)を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあっては款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

23年度、24年度交付要綱 対照表

23年度交付要綱	24年度交付要綱(案)
<p>別紙 (通則)</p> <p>1 地域医療再生臨時特例交付金(以下「交付金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年^{厚生省}労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この交付金は、岩手県、宮城県及び福島県(以下、「被災3県」という。)のうち、東日本大震災において甚大な被害を受けた地域における医療提供体制の再構築に向けて策定する医療の復興計画(東日本大震災において甚大な被害を受けた地域の医療提供体制の再構築に向けた施策について、被災3県が定める計画をいう。以下同じ。)に基づく事業を支援するため、<u>県</u>に設置する基金の造成に必要な経費を交付することを目的とする。</p> <p>(交付対象事業)</p> <p>3 この交付金は、平成21年6月5日医政発第0605008号厚生労働省医政局長通知別紙「地域医療再生基金管理運営要領」(以下「管理運営要領」という。)に基づいて、被災3県が行う基金の造成(以下「事業」という。)に必要な経費を交付の対象とする。</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この交付金の交付額は、別表の第1欄に定める事業ごとに、当該事業を</p>	<p>別紙</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この交付金は、岩手県、宮城県、福島県(以下、「被災3県」という。)並びに茨城県のうち、東日本大震災において甚大な被害を受けた地域における医療提供体制の再構築に向けて策定する医療の復興計画(東日本大震災において甚大な被害を受けた地域の医療提供体制の再構築に向けた施策について、被災3県が定める計画をいう。以下同じ。)及び<u>地域医療再生計画(東日本大震災からの復興を含め、地域の医療課題の解決に向けて、茨城県が定める計画をいう。以下同じ。)</u>に基づく事業を支援するため、<u>県</u>に設置する基金の造成に必要な経費を交付することを目的とする。</p> <p>(交付対象事業)</p> <p>3 この交付金は、平成21年6月5日医政発第0605008号厚生労働省医政局長通知別紙「地域医療再生基金管理運営要領」(以下「管理運営要領」という。)に基づいて、被災3県並びに茨城県が行う基金の造成(以下「事業」という。)に必要な経費を交付の対象とする。</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この交付金の交付額は、別表の第1欄に定める事業を実施するための総</p>

23年度交付要綱

施するための総事業費(既に実施している国庫負担(補助)金対象事業費及び既に実施している地方単独事業費を除く。)から新規又は拡充する国庫負担(補助)金対象事業に係る国庫負担(補助)金、都道府県又は事業者(管理運営要領第3(2)に定める事業者をいう。)が負担する額及び寄付金その他収入額を控除した額と別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

なお、事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(別表)

1 事業	2 基準額
(1)岩手県及び宮城県において、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の医療提供体制の再構築に必要な事業であって、医療の復興計画で定めるもの	厚生労働大臣が定める額(両県の合計額が570億円 の範囲内)
(2)福島県において、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の医療提供体制の再構築に必要な事業であって、医療の復興計画で定めるもの	150億円

(交付の条件)

- 5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1)事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2)事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3)事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やか

24年度交付要綱(案)

事業費(既に実施している国庫負担(補助)金対象事業費及び既に実施している地方単独事業費を除く。)から新規又は拡充する国庫負担(補助)金対象事業に係る国庫負担(補助)金、県又は事業者(管理運営要領第3(2)に定める事業者をいう。)が負担する額及び寄付金その他収入額を控除した額と別表の第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

なお、事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(別表)

1 事業	2 基準額
(1)岩手県、宮城県、福島県並びに茨城県において、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の医療提供体制の再構築に必要な事業であって、医療の復興計画で定めるもの	厚生労働大臣が定める額

(交付の条件)

- 5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) ~ (6) (略)

23年度交付要綱	24年度交付要綱(案)
<p>に厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(4) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。</p> <p>(5) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。</p> <p>(6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。</p> <p>(7) 被災3県は、毎年度基金事業(管理運営要領第1に定める事業をいう。)に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。</p> <p>(9) 基金の解散後においても、事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。</p> <p>(申請手続)</p> <p>6 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成24年2月24日までに、順次、厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(実績報告)</p> <p>7 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに(5の(2)に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は平成24年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。</p>	<p>(7) 被災3県並びに茨城県は、毎年度基金事業(管理運営要領第1に定める事業をいう。)に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(8) ~ (9) (略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>6 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成25年2月15日までに、順次、厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(実績報告)</p> <p>7 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに(5の(2)に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は平成25年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。</p>

23年度交付要綱	24年度交付要綱(案)
<p>(その他)</p> <p>8 特別の事情により、4、6及び7に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>	<p>8 (略)</p>